

第4期 佐伯市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進計画・再犯防止計画を含む)

(骨子案)

令和5年8月現在
佐伯市・佐伯市社会福祉協議会

目次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画期間.....	4
第4節 本計画をめぐる社会背景.....	5
1 地域共生社会づくりの要請.....	5
2 新型コロナウイルス感染症の影響.....	5
3 地方創生の取り組みの拡大.....	6
4 「新たな地域コミュニティづくり」の要請.....	6
5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行.....	6
6 「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行.....	6
第2章 住民アンケートの結果概要	7
1 近所づきあいの状況と意向.....	7
2 地域にあったらいいと思う支え合い活動の内容.....	8
3 地域の人々に対して協力できること.....	9
4 ボランティア活動の参加状況.....	10
第3章 計画の基本的方向	11
1 基本理念.....	11
2 基本目標.....	11
(1) 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進.....	11
(2) 「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進.....	11
(3) 誰も取り残さない「全員参加支援」の推進.....	11
3 施策体系.....	12

第1章 はじめに

第1節 計画策定の目的

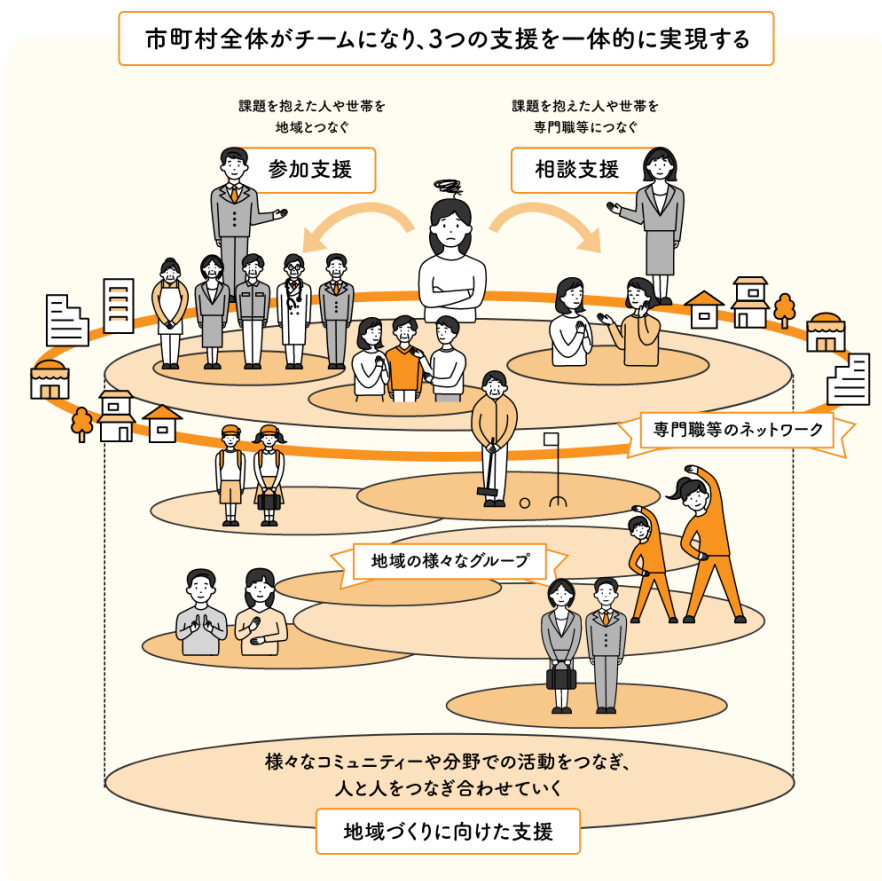
佐伯市では、平成21年（2009年）から3期にわたり、佐伯市社会福祉協議会と協働し、地域福祉を推進するための「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進してきました。

この間、高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」をはじめ、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題やさまざまな課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めており、佐伯市においても、高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援といった分野ごとの施策と共調する地域福祉のあり方を、改めて明確化していく必要が生じています。

「第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」と言う。）は、こうした社会動向をふまえ、地域住民、佐伯市社会福祉協議会など関係団体・機関、そして行政が、「地域共生社会づくり」の根幹となる「地域福祉」を相互に協力して円滑に推進していくための指針として策定します。

なお、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を包含するものとします。

「地域共生社会づくり」のイメージ



「地域共生社会づくり」は、地域の人と人をつなぐ「地域づくりに向けた支援」、課題を抱えた人・世帯を専門職等につなぐ「包括的な相談支援」、課題を抱えた人・世帯を地域とつなぐ「参加支援」という「3つの支援」を一体的に推進します。

資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の主体である地域住民や社会福祉に関する活動者とともに取り組む内容などを定める「市町村地域福祉計画」です。

「市町村地域福祉計画」は、平成30年（2018年）4月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」が盛り込むべき必須事項に追加されました。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の中核的役割を担う佐伯市社会福祉協議会が、地域住民や関係団体などと相互協力し、地域福祉を推進していくための活動計画であり、地域福祉計画と一体的に策定します。

〔参考〕社会福祉法第107条（抜粋）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（平成30年（2018年）追加事項）
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（平成30年（2018年）追加事項）

本計画は、国・県・市の関係法令、関連計画、指針などとの整合を図りながら策定・推進します。

佐伯市総合計画に基づき各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、横つなぎをしながら各福祉計画の下支えを強化することにより、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画と位置づけます。

関連計画・指針など

国

社会福祉法、福祉関係各法

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ

大分県

「大分県地域福祉基本計画」
(都道府県地域福祉支援計画として位置づけ)
・地域共生社会の実現に向けた体制づくり
・地域共生社会を支える人づくり
・多様な地域資源による福祉基盤づくり



佐伯市

第2次佐伯市総合計画

地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり

佐伯市の健康・福祉が目指す基本理念

分野別関連計画

人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

都市計画マスタープラン

教育大綱

男女共同参画計画

地域防災計画

その他関連計画

連携

制度のはざまにあるなど地域生活課題を抱える方

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

章がハき計画・章がハ福祉計画・章がハ見福祉計画

子育て・子育て支援事業計画、こども計画

健康づくり計画

也或福祉活動計画

佐伯市社会福祉協議会

地域福祉計画 各計画を横つなぎ・下支え

「こども計画」は、令和5年に施行されたこども基本法に基づき、今後、新たに策定するもの。

国の社会保障審議会福祉部会の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年(2002年))において、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合を図ることが規定されています。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間とし、国の政策動向や施策の推進状況により、必要に応じて、随時、見直しを行います。

計画期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
第2次総合計画	第2次総合計画（平成30年度（2018）～令和9年度（2027））				第3次計画
地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画				
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者福祉計画 ・第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 ・第10期介護保険事業計画	
障がい者計画・障がい福祉計画 ・障害がい福祉計画	障害者計画（第3次）・第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画			障害者計画（第3次）・第8期障害福祉計画 ・第9期障害福祉計画	
子ども・子育て支援事業計画、 こども計画	第2次計画	第3次子ども・子育て支援事業計画、こども計画			
健康づくり計画	第3期健康づくり計画 (令和3年度(2021)～令和11年度(2029))				

「こども計画」と「第3期子ども・子育て支援事業計画」の関係は、自治体に委ねられており、今後、佐伯市としての考え方を整理します。

第4節 本計画をめぐる社会背景

1 地域共生社会づくりの要請

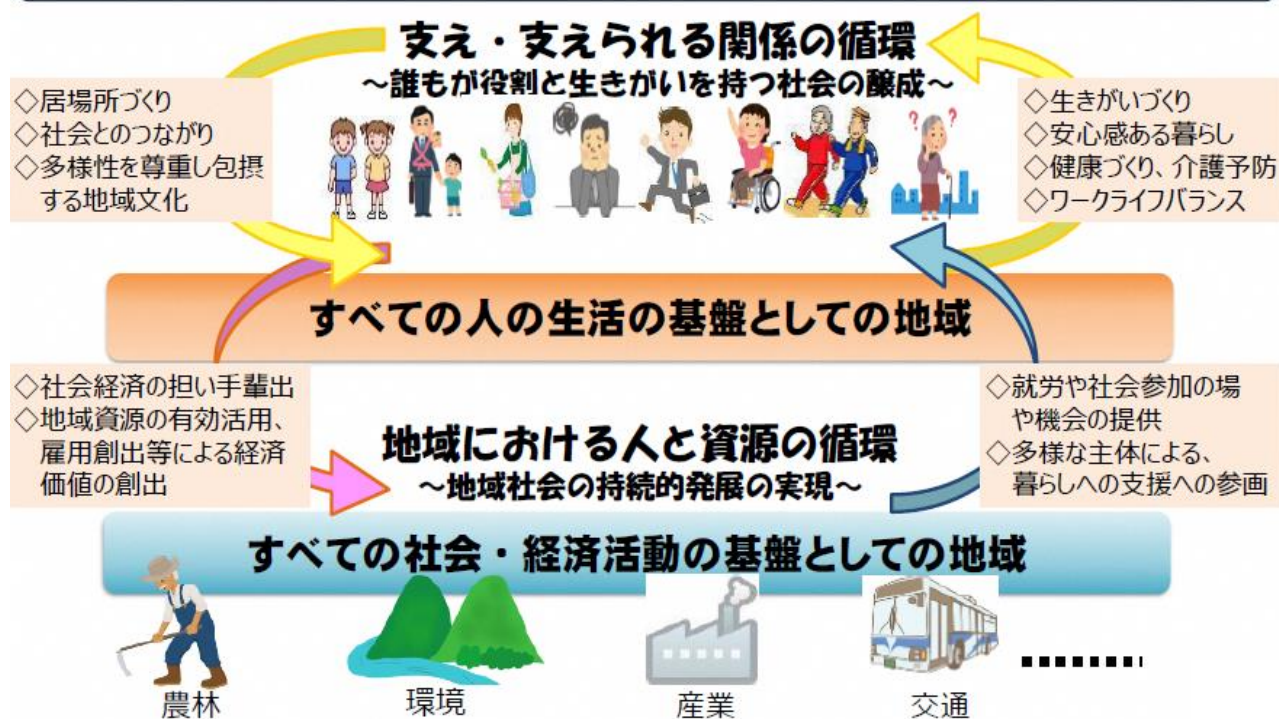
国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

「地域共生社会」とは

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年12月）

2 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、私たちの社会生活に大きな変化を与え、発生から4年を経ても、完全収束が見通せない状況です。

感染防止のために、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた結果、地域の様々な活動が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識

する機会となっています。

3 地方創生の取り組みの拡大

“しごと”を創り、“ひと”を呼び込み、“まち”を豊かにする、地方創生の取り組みが進められており、本市においても、平成27年度から「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第1期・第2期）を策定・推進しています。地域資源を生かした地域活性化の取り組みは、地域福祉にも効果が期待されるため、計画的に推進することが期待されます。

4 「新たな地域コミュニティづくり」の要請

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、区長会や地区社協、消防団など地域で活動する団体「地域コミュニティ組織」を維持していくことが、今後、ますます困難になってくることが予想されています。

本市を含む大分県内の多くの市町村では、昭和の時代から、社会教育施設である地区公民館を中心に、地域の団体が活動するいわゆる「公民館自治」を展開してきましたが、時代の変化にあわせ、社会教育を核とするのではなく、地域の課題解決のための地場産業振興や地域福祉を協働で展開するあり方にシフトしていく必要があります。

5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障害者、その他の精神上的障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが課題となっています。しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

6 「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行

我が国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定を努めることとされました。

第2章 住民アンケートの結果概要

地域福祉に関する意識や行動の状況を把握するため、令和4年（2022年）11～12月に、市民3,000人を対象に、郵送による配布・回収と、市ホームページでのWEBアンケートフォームへの入力方式を併用して、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の配布・回収の状況

郵送配布数	回収数 (郵送+WEB受付)	回収率
3,000票	1,151票	38.4%

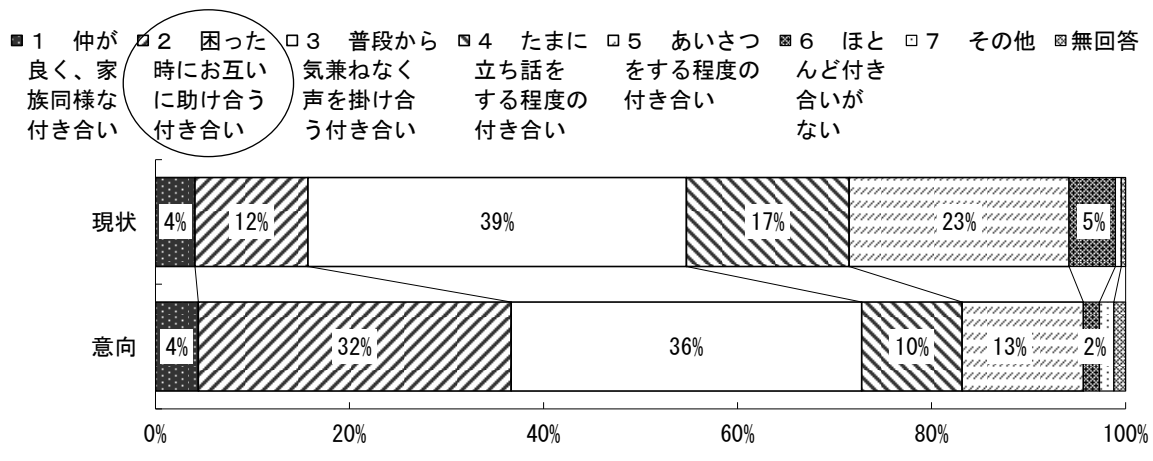
1 近所づきあいの状況と意向

～「地域づくり」のおおもととなる「近所づきあい」を深めていくことが望まれる～

近所づきあいの現状と意向を尋ねたところ、「困った時にお互いに助け合う付き合い」をしている割合が12%と少ないのに対し、そうしたいという意向を32%の市民が持っていることがわかりました。

「地域づくりに向けた支援」により、「『困った時にお互いに助け合う付き合い』ができて人・世帯を増やすこと」が期待されます。

近所づきあいの状況と意向



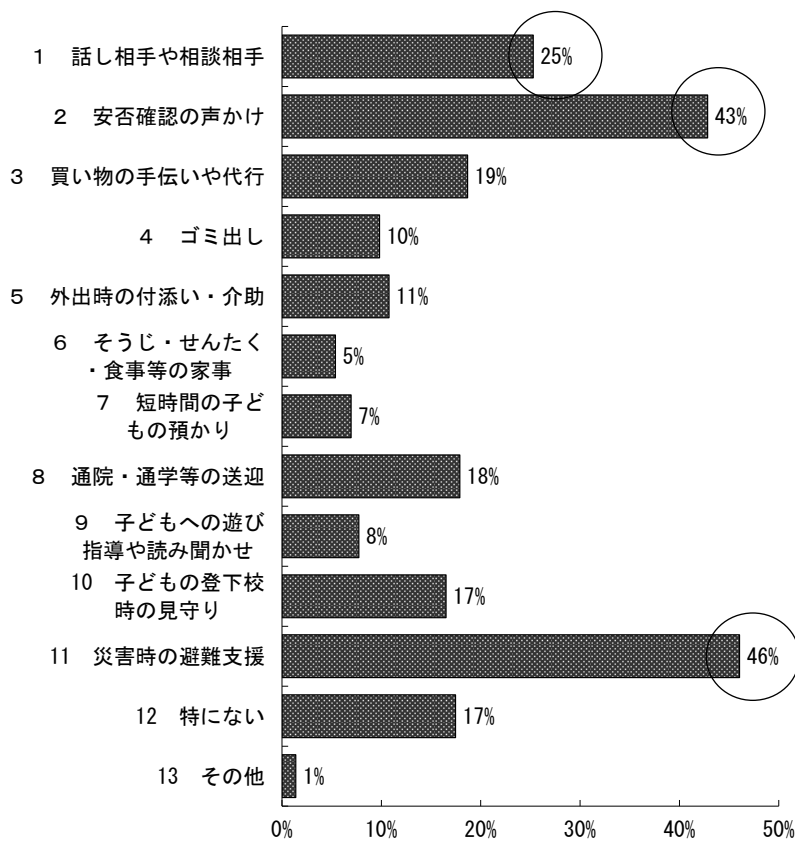
2 地域にあったらいいと思う支え合い活動の内容

～「地域づくりに向けた支援」による支え合い活動の活性化が望まれる～

「地域にあったらいいと思う支え合い活動の内容」を尋ねたところ、「災害時の避難支援」と「安否確認の声かけ」がそれぞれ4割強で最も多く、「話し相手や相談相手」、「買い物の手伝いや代行」、「子どもの登下校時の見守り」など、多くの項目で1～2割の住民があっただらいいと思っていることがわかりました。

「地域づくりに向けた支援」により、それぞれの地域における、こうした支え合い活動を活性化させていくことが期待されます。

地域にあったらいい支え合い活動の内容



3 地域の人々に対して協力できること

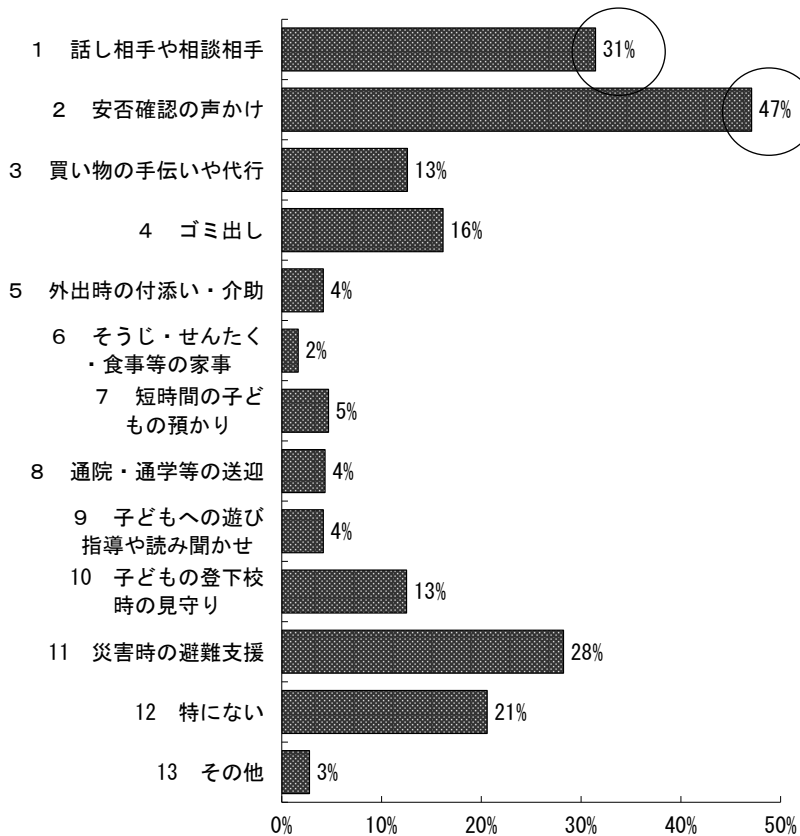
～「包括的な相談支援」の入口として、「地域住民どうしの相談」が期待される～

「地域の人々に対して協力できること」を尋ねたところ、「安否確認の声かけ」を半数近くの住民が、「話し相手や相談相手」を約3割の住民が、「協力できる」と回答しています。

専門職等による「包括的な相談支援」も、その入口として、地域住民が、困っている人・世帯の存在やニーズを知り、本人・家族に代わって、専門職等にそのことを伝えることが重要です。

「協力できる」と考えている人の中でも、実際に行動を起こしている人は一部であると考えられることから、地域住民どうしが相談ごとをしあい、それをきっかけとして、専門職等による相談支援につなげていくしくみを醸成していくことが期待されます。

地域の人々に対して協力できること



4 ボランティア活動の参加状況

～ボランティアを増やし、課題を抱える人の「社会参加」を支援することが期待される～

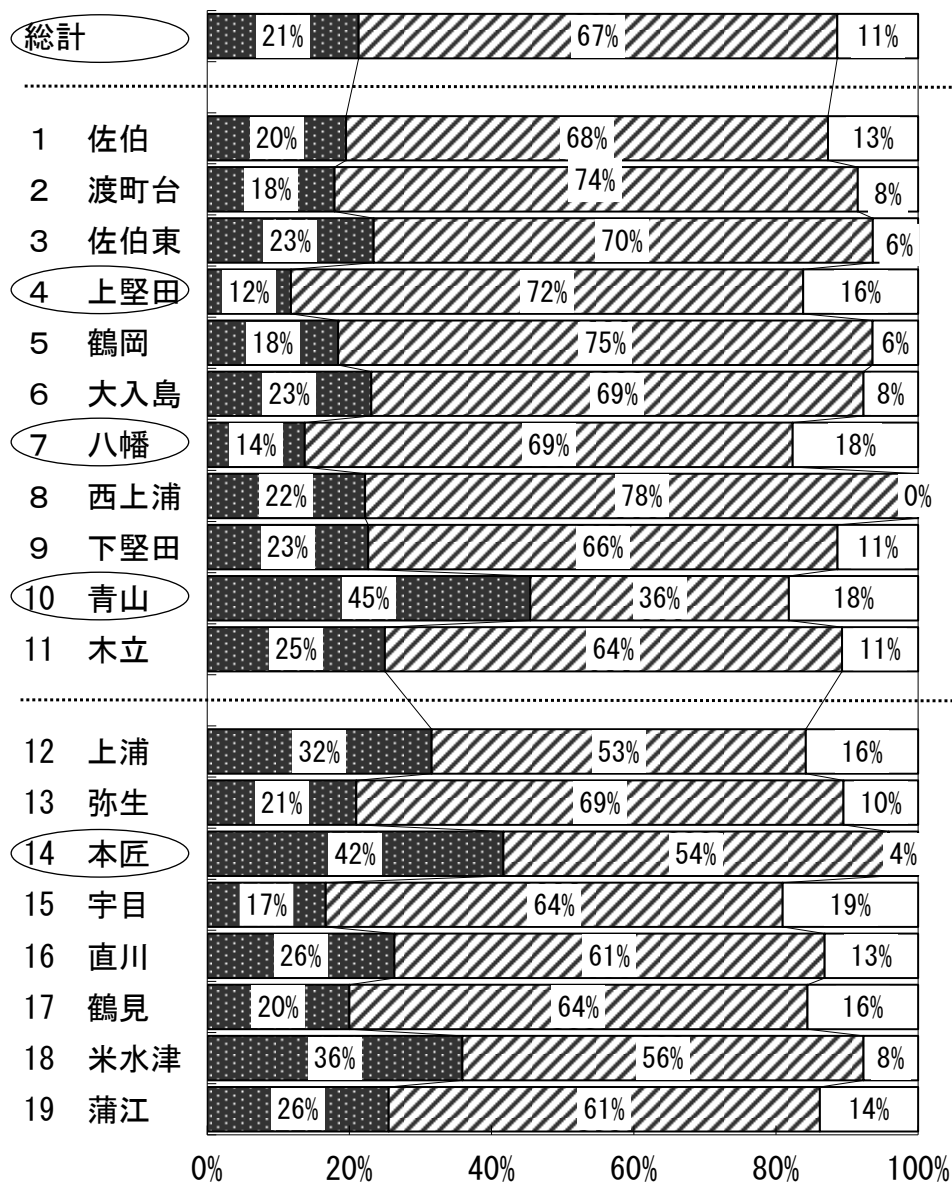
「この1年間のボランティア活動の参加状況」を尋ねたところ、「行っている」は21%、「行っていない」は67%で、無回答が11%ありました。

この「ボランティア活動の参加状況」は、地区ごとに差があり、「青山」や「本匠」では40%台と高い一方、「上堅田」では12%、「八幡」では14%と低くなっています。

課題を抱えた人・世帯を地域とつなぐ「参加支援」には、専門職と地域のボランティアの協働による伴走型の支援が不可欠ですが、地区ごとに、こうした現状をふまえ、ボランティアの参加率を向上させていく施策を進めることが期待されます。

地区別のボランティア活動の参加状況

■ 1 行っている □ 2 行っていない □ 無回答

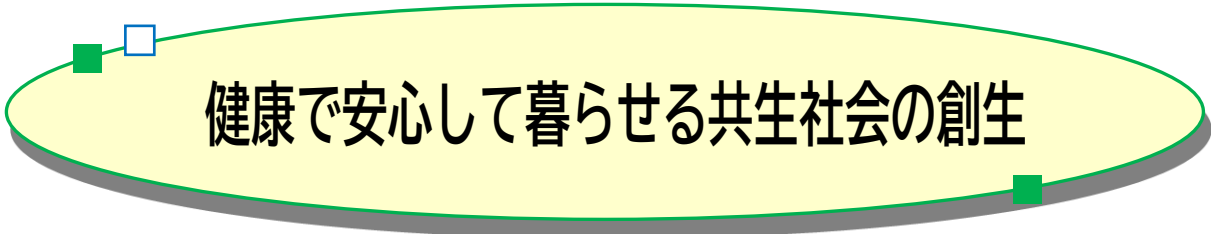


第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

本市では、第2次佐伯市総合計画において、将来像「地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり」を目指し、「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」を健康・福祉分野の基本政策に掲げ、各分野別施策を位置づけています。

第4期地域福祉計画においても、地域生活課題を抱える人に必要な支援・サービスを適切に結びつけられるきめ細かなしくみを築き、市民一人ひとりのつながりや社会参加を支援し、誰もが輝く支えあい活動が盛んな地域づくりを進めるため、基本理念を「健康で 安心して暮らせる 共生社会の創生」と定めます。



健康で安心して暮らせる共生社会の創生

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

(1) 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り機能を強化し、生活課題を抱えた市民を早期に発見できる「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりを進めます。

(2) 「佐伯ならではの」の包括的な相談支援の推進

生活課題を抱えた市民が、高齢者介護・福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援など、分野別の相談支援と、「制度のはざま」などに対応する柔軟な相談支援により、生活課題の改善・解決につながる適切なサービス・支援が受けられるよう、体制整備を進めます。

(3) 誰も取り残さない「全員参加支援」の推進

生活課題を抱えた市民に対し、必要なサービス・支援が十分提供されるよう、専門職による公的福祉サービスだけでなく、地域住民自らがサービス・支援の担い手となり、互いに参加・協力し、認めあい、支えあうネットワークづくりを図る、「全員参加の伴走支援」の地域づくりを進めます。

3 施策体系

施策体系図は以下のとおりです。

施策体系図（案）

